

1. 定義

「移動型中間処理施設」とは、複数の建設現場において発生した産業廃棄物を、それぞれの発生現場内において処理する施設であって、次に掲げる処理を行う施設をいう。

- (1) 汚泥（建設汚泥に限る。以下に同じ。）の脱水施設
- (2) 汚泥の乾燥施設
- (3) 汚泥の造粒固化施設
- (4) がれき類の破碎施設
- (5) 廃石綿等のコンクリート固化施設
- (6) 木くず（根株、伐採木及び末木枝条に限る。以下同じ。）の破碎処理ただし、木くずの破碎処理について、次のいずれかに該当する場合は対象施設から除く。
 - ア) 工事現場内において自然還元利用する場合
 - イ) 工事現場内において建設資材として利用する場合

2. 移動型処理施設使用届出書について

上記(1)から(6)の移動型中間処理施設((6)ア、イ)を含む。)を使用する場合は、使用開始7日前までに別紙の「移動型処理施設使用届出書」を市長に提出しなければならない。(届出様式は4ページに記載)

3. 事前協議について

- (1) 潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条に掲げる産業廃棄物処理施設に該当する上記1.の移動型中間処理施設を設置しようとする場合には、定置される場合と同様に事前協議を行うこととする。
- (2) 事前協議は市の管轄内で施設を係留する主たる事業所内で行う。ただし、工事現場での一時的な使用のみの場合はその都度協議する。
- (3) (2)で協議を終了した後に施設を移動して使用する場合はその都度の事前協議は、不要とする。ただし、施設を使用する現場ごとに上記2.の届出書(別紙)を提出すること。
- (4) 上記1.(4)(6)に掲げる施設であって事業者が自ら使用する場合は事前協議書は不要である。ただし、(3)と同様に届出書を提出しなければならない。
- (5) 市の管轄外で許可等を受けた施設を管轄内で使用する場合についても上記(2)の場所で事前協議を行うこと。
- (6) 施設の審査については、要綱の構造基準及び維持管理基準を遵守させると共に、処理を行う過程で放流水を生ずる場合及び中間処理語の残さが生ずる施設にあ

っては、要綱中の産業廃棄物施設の維持管理基準の別表 1 及び別表 2 に定める基準を遵守できる措置が講じられていること。

- (7) 構造基準で定められている表示については、施設に「移動型中間処理施設」である表示がなされていること。
- (8) 施設を移動させて作業を行う場所については、要綱第 5 条に定める立地等に関する指針を遵守すること。

4 . 生活環境影響調査について

法第 1 5 条第 1 項に定める施設については、生活環境影響調査を実施すること。

ただし、施設の移動にあたっての当該調査は不要とする。

当該調査は、想定される最も厳しい環境における調査を行うものとする。

5 . 施設の設置許可等について

- (1) 法第 1 5 条第 1 項の許可を必要する上記 1 . (1) (2) (4) 及び (6) に掲げる施設の許可にあたっては、市の管轄内で施設を使用する場合に行うものとし、許可後の移動にあたっては当該許可は不要とする。
- (2) 上記 1 . (4) (6) に掲げる施設であって事業者が自ら使用する場合は当該許可は不要である。
- (3) 処理施設ごとに設置許可申請書の提出並びに技術管理者を置くものとする。
- (4) 許可にあたっては次の条件を付することとする。
 - ア) 発生現場において処理すること。
 - イ) 処理施設から発生する排ガス、排水、騒音振動等は関係法令の基準値を遵守するよう措置すること。

6、処分業の許可等について

- (1) 排出事業者（元請け）が自ら処理する場合のみ許可は不要とする。ただし、次の場合は許可が必要である。
 - ア) 元請けが施設所有者からオペレータを付けて借り受ける場合は、施設所有者が処分業の許可を必要とする。
 - イ) 許可を受けた施設をオペレータなしで借り受ける場合でもリース会社等から借り受けたときを除き、施設所有者が処分業の許可を必要とする。
- (2) 許可にあたっては次の条件を付することとする。
 - “ 移動型処理施設を使用して処理を行う場合は、発生現場内において処理すること。 ”
 - “ 移動型処理施設を使用して処理を行う場合は、発生するガス、排水、騒音振動等は、関係法令の基準値を遵守するよう措置すること。 ”

7 . 中間処理後の残さ物（製品）等について

- (1) 中間処理後の残さ物については、最終処分場で埋立処分する等適正に処

分すること。

- (2) 中間処理し性状を改良したものを再利用する場合には、生活環境の保全上支障が生じないよう品質、適用用途について十分検討を行うこと。

移動型処理施設使用届出書

平成 年 月 日

新潟市長 長谷川 義明 様

住所
届出者
氏名

産業廃棄物の処理に係る移動型処理施設の使用について、次のとおり届け出ます。

使用場所(事業所、建設現場)の名称			
使用の目的、廃棄物の種類			
使用する機械の名称、 型式及び使用工法など			
使用場所の住所	新潟市		
使用期間(移動型処理施設)	平成 年 月 日から 作業日数 日間	休業日	
	平成 年 月 日まで		
使用時間	作業開始	作業終了	実働時間
	時から	時まで	1日 時間
発注者の名称、住所及び代表者の氏名			
元請者の名称、住所及び代表者の氏名			
使用者の名称、住所及び代表者の氏名			
使用責任者名及び連絡先			
施設の許可番号	第	号	
処分業の許可番号	第	号	
施設を借用する場合は貸出者名			
処理物の使用又は処分方法			

添付書類等：

- () 施設使用全工程表及び付近見取り図を添付してください。
- (2) 新潟市要綱に定める産業廃棄物施設の維持管理に関する基準に基づき維持管理計画書を添付してください。
- (3) リース等の借り受け施設を使用する場合は、リース契約書の写しなどの使用権限を証明する書類

受付年月日

(4)この提出書は作業開始の7日前までに提出してください。

(5)提出部数は1部です。

届出書提出先

新潟市市民局環境部清掃課産業廃棄物対策係

電話(代表)228-1000(内2763)

(提出にあたっての注意点)

- 1.新潟市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準を遵守すること。
- 2.原則、住宅地域では使用しないこと。
- 3.がれき類又は木くずの破碎施設を事業者(元請け)以外の者が使用する場合は、施設(法15条)の許可が必要であること。ただし、1日の処理能力が5t未満の施設は除く。
- 4.事業者(元請け)以外の者が使用する場合、施設の許可の他に業(法14条)の許可も必要である。
- 5.新潟県の施設許可のみを有する者が新潟市内で施設を使用する場合は、新潟市の許可を新たに取得しなければならない。
- 6.苦情等の通報があった場合、市は直ちに施設使用責任者へ連絡をとるとともに、届出者は施設の使用を一時中止して原因等を調査し、苦情を解決するため真摯に対応すること。